

## 美馬市広報紙「広報みま」有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美馬市有料広告掲載取扱要綱(平成20年美馬市告示第23号。以下「要綱」という。)に基づき、美馬市が発行する広報紙「広報みま」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、次のとおりとする。

(1) 1号広告 縦40mm×横86mm

(2) 2号広告 縦40mm×横174mm

2 広告の掲載位置は、原則として裏表紙下段に掲載するものとし、広告の配置位置は、指定できないものとする。

(広告の掲載料)

第3条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

(1) 1号広告 1万円

(2) 2号広告 2万円

(広告の掲載の申込み)

第4条 広告の掲載の申込みは、要綱第5条の規定を準用し、同条第1項に規定する美馬市有料広告掲載申込書及び美馬市広報紙「広報みま」有料広告掲載申込明細書(別記様式)によるものとする。

2 申込みは、広告の掲載を希望する広報発行日の1か月前までとする。

3 同一広告主が申込みことができる広告は、広報1号につき1件限りとする。

(広告の版下原稿作成)

第5条 広告の掲載を可とする決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、要綱第6条の規定による広告掲載決定後、速やかに広告の版下原稿を提出しなければならない。

2 広告の版下原稿は、広告主が作成するものとし、広報発行日の2週間前までに提出しなければならない。版下原稿の規格は別に定める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。